

## 運転免許の効力の仮停止等に関する事務の取扱要領について（例規）

〔最終改正 令和5.6.30 例規交企第19号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

道路交通法（以下「法」という。）の一部を改正する法律（昭和42年法律第126号）の施行に伴い、運転免許の効力の仮停止制度が新設され、11月1日から施行されることとなった。

この制度の適正な運用を期するため別添のとおり「運転免許の効力の仮停止に関する事務の取扱要領」を定めたから、次の事項に留意のうえ、その取扱いおよび運用について誤りのないようになされたい。

### 記

#### 第1 仮停止制度の趣旨

悪質かつ重大な交通事故を起こした運転者に対する運転免許（以下「免許」という。）の取消し又は長期間にわたる免許の効力の停止（以下「行政処分」という。）を行うためには意見の聴取の聴取の聴取の手続を必要とするため、早期に行政処分ができないことにかんがみ、仮停止等の制度は、悪質かつ重大な交通事故があつた場合に、当該交通事故が発生した場所を管轄する警察署長（以下「署長」という。）が速やかに当該交通事故を起こした者の免許の効力を停止し、当該停止の期間内に行政処分を行うことによつて、再び交通事故を起こす危険性の高い者を早期に道路交通の場から排除しようとするものである。

#### 第2 仮停止事案（第3条関係）

仮停止等は、危険な運転者を緊急に排除する処分であるので、交通事故が発生した場所を管轄する署長が行うこととし、仮停止等の期間の終期は、交通事故が発生した日から起算して30日間を経過する日としている。

取扱要領第3条（仮停止等の対象者）第2号及び第3号の「違反行為をし、よつて交通事故を起こし」とは、違反行為が直接又は間接の原因となつて交通事故を起こしたこと、換言すれば違反行為と交通事故との間に因果関係が存在することを必要とする趣旨である。仮停止等の処分を行うに当たっては、この違反行為と交通事故との間に因果関係の存在の認定を慎重に行い、単に違反行為と交通事故が同時に存在しているにすぎない事案について処分を行うことがないように留意すること。

#### 第3 対象事故事件の捜査（第4条関係）

- 1 仮停止等は、悪質かつ重大な交通事故を起こした運転者に対する応急的な処分として交通事故発生後速やかに行なう必要があり、また、事前に意見の聴取の手続を行わない処分であるから、仮停止等の対象になると認められる事案については、その真相の究明を迅速かつ適正に行うようにすること。
- 2 仮停止等に相当する交通事故を起こした者の中には、故意に免許を受けていることを偽る者があり、また、その者が運転免許証を携帯していないときには、故意に免許の内容を偽ることも予想されるので、これらの者については免許事実の照会を行なうようにすること。

#### 第4 事実の認定（第4条関係）

- 1 仮停止事案の多くは、非現認の事故事件であるから、違反行為に関する事実認定にあつては、次の点に留意すること。

- (1) 夜間の死亡事故の場合には、目撃者がいないことが多い。たとえば、指定場所の一時停止違反による死亡事故等は、目撃者の証言がなければ違反行為の立証が難しい。このような事案等については、実況見分を特に入念に行なつたうえで判断すること。
  - (2) 信号機または道路標識もしくは道路標示に関する違反行為の中には、それらの設置の場所および状態ならびに設置場所の周囲の状況によつて信号機等を認識することができない場合があるので、実況見分にあつては、必ず実地に確認しておくこと。
- 2 違反行為と交通事故との間の因果関係の存在の認定にあつては、次の点に留意してこの関係の究明につとめること。

(1) 違反行為が無免許運転、酒酔い運転または積載制限違反である場合

これらの違反行為は、いずれも正常な運転ができないおそれがある状態（人または車両の状態）での運転の禁止に違反する行為であるから、交通事故が当該行為をした者の故意または過失によつて起されたものであれば、両者の間には通常因果関係が存在するケースが多いと思われる。

(2) 違反行為が免許の条件違反または整備不良車両運転である場合

これらの違反行為は、正常な運転ができないおそれがある人または車両の部分的状態での運転の禁止に違反する行為である。したがつて、制動灯整備不良車両を運転した者が前方注視を怠り、前車に衝突して交通事故を起した場合のように、当該整備不良の部位と前車との衝突という事故結果の間に通常生じうるような定型性がないので、両者の間に因果関係の存在を認めることができないことに注意すること。

(3) 違反行為が前記 (1) およびひき逃げ違反以外の違反行為である場合

これらの違反行為は、いずれも正常な交通を妨害するおそれがある自動車等の通行方法の禁止に違反する行為であるから、踏切通過違反のように当該違反行為が直接原因となつて交通事故を起した場合または指定場所における一時停止違反のように、当該違反行為をしたために適切な回避措置をとることができず、そのために交通事故を起した場合はいずれも両者の間には、一応因果関係が存在するものと解される。ただし、追越し禁止場所で追越し違反中に突然タイヤが破裂し、そのためにハンドルをとられて路外逸脱をして交通事故を起した場合のように当該違反行為と事故結果との間に通常生じうるような定型性がない場合には、両者の間に因果関係の存在を認めることができないこともあるので注意すること。

## 第5 仮停止事案発生即報（第5条関係）

仮停止事案発生即報は、取扱要領第5条に規定する様式により執務時間中は運転免許試験課聴聞係に執務時間外は運転免許試験課当直員に即報用紙に記載された項目を番号順に電話によつて行うこと。

なお、仮停止事案発生即報の記載は次の要領で行うこと。

### 1 処分相当者欄

(1) 住所

当該事案発生時における処分相当者の住所地を記載すること。

(2) 免許種別

所持する免許について、該当欄上部に○印を記入すること。

### 2 違反行為欄

当該事故原因となつた違反行為名、当該違反行為に係る道路交通法の該当条項号および同法の罰則の該当条項号を記載すること。

### 3 事故の形態欄

当該事故の形態を簡記すること。

### 4 事故原因となつた違反行為の内容および事故の概況欄

当該事故の原因となつた違反行為の内容と事故の概況を簡潔に要領よく記載すること。

なお、即報の場合には、添付書類がないので、事故内容はこの欄の記載内容が重要な判断資料となる点を勘案し、事実（証拠）にもとづき違反行為と当該事故との相関関係を具体的に記載するほか

(1) 第1当事者が相手方を発見し、衝突（接触、追突）に至るまでの当事者の動静

(2) 事故を回避するためにとつた処置（またはとれなかつた状況）

(3) 衝突（接触、追突）箇所

等を簡記して事故内容を表現すること。

### 5 被害者欄

(1) 年令

被害者1名のときは、その者の年令を記載し被害者多数の場合は、主たる者1名の年令を記載すること。

(2) 性別

前記(1)に記載した者の性別を○で囲むこと。

(3) 被害者の状態

該当事故の□印を○で囲むこと。○印が「その他」の場合には、( )内に具体的にその状態を記載すること。

### 6 被害状況欄

当該事故による被害の項目別合計を記載する。

### 7 不注意の程度欄

不注意の程度の認定については、点数制度による行政処分等の事務処理要領について（平成4.8.21：4京免許第408号、4京試験第214号）の例規通達別表第3「交通事故の不注意の程度の認定基準」によつて行い、該当事項を○で囲むこと。

### 8 身柄措置欄

逮捕の別については、該当の□印を○で囲み、逮捕日時、釈放日時はそれぞれ該当日時を記入する。送致時における身柄措置欄は、即報時において送致済みの場合、その身柄の有無について該当の□印を○で囲むこと。

### 9 仮停止の期間欄

当該交通事故による仮停止の期間を記載すること。

### 10 備考欄

被処分者の傷害状況その他必要な事項を記載すること。

## 第6 仮停止事案決定上の留意事項（第8条関係）

1 署長は、仮停止等をしようとするときは、あらかじめ運転免許試験課長に仮停止事案発生即報要領によつて事案の概要及び処分を必要と認める理由を即報し、処分についての意見を聴き処分を決定すること。

- 2 いわゆる否認事件は、将来審査請求又は行政訴訟によつて争われる場合が多いもので、この種事案に対する処分は、本人の自供以外の証拠によつて当該事案の立証が十分に行えるかどうかをよく検討したうえで決定すること。
- 3 審査請求又は行政訴訟によつて争われる事案は比較的移送事案に多いことに鑑み、本処分が移送事案となる仮停止等事案について被害程度又は過失責任が軽微で明らかに軽い本処分に相当すると認められる場合には、仮停止等を行わず、すみやかに本処分の移ちよう手続をとること。
- 4 仮停止等の処分事由に該当した者が負傷または病気等のために明らかに仮停止等の期間内において自動車等を運転することができない者である場合には仮停止等を行わず、すみやかに本処分の手続きをとること。

#### 第7 仮停止等の執行（第9条関係）

- 1 仮停止等の通知は、現に公安委員会または警察本部長が免許を取消し、またはその効力を停止する際に行なっている当該処分通知前の苦情処理と同様の方法で、あらかじめ仮停止等を受けることとなる者の事案に対する申立てをよく聴取し、事実認定に誤りがないかどうかをよく確かめてから行なうこと。
- 2 仮停止等の通知は、当該処分の執行の確保を期するため、当該処分を受けることとなる者が取調べ、または身柄拘束等のため警察署等に出頭または在署している機会を利用して行なうようにすること。

#### 第8 意見の聴取通知書の作成及び交付（第12条関係）

仮停止等事案に係る本処分は、原則として意見の聴取の手続を行う事案となるものであり、したがつて、仮停止等の期間内に本処分を行うこととするためには、当該期間内に意見の聴取が行われるようにする必要があるので、意見の聴取通知書の作成及び交付は、次の要領により迅速に行うこと。

- 1 意見の聴取を行う公安委員会が京都府公安委員会である場合においては、署長は、仮停止等の処分通知の際に、意見の聴取通知書により意見の聴取の期日及び場所の通知を行い、当該通知を受けた者から受領書を徴しておくこと。
- 2 意見の聴取を行う公安委員会が他府県の公安委員会である場合においては、当該公安委員会に運転免許試験課を経由して当該事案の発生即報を行い、当該公安委員会から意見の聴取の手続を行う事案に該当するものとして意見の聴取通知書の交付の依頼があつたときは前記第8の1の要領で交付し、受領書を徴しておくこと。
- 3 意見の聴取通知書の交付方について連絡を受けた署長は、正副2通の意見の聴取通知書に所要事項を記載し、正本は前記第8の1の要領で交付し、副本はその受領書の下部に署長名を記載して押印するほか、交付担当警察職員の所属、階級及び氏名を記載して押印し、仮停止通知書とともに意見の聴取を行う公安委員会に送付すること。

#### 第9 運転車両等に対する措置（第14条関係）

- 1 仮停止等を受けることとなる者の運転車両を交通事故の現場から警察署その他の保管場所に移動する場合における当該車両の運転は、仮停止制度の趣旨にかんがみ必ず当該処分を受けることとなる者以外の運転資格を有する者に行なわせるようにすること。
- 2 仮停止等を受けた者の運転車両は、運転資格を有する引取人がくるまでの間は警察署または適宜の場所に一時保管しなければならないので、あらかじめその保管場所について対策を

講じておくこと。

#### 第10 本処分の上申等（第15条関係）

仮停止通知書の送付は、次の要領により行うこと。

##### 1 送付途中における免許証等の紛失防止について

特段の措置を講じることとし、特に他府県の公安委員会に送付する場合には、必ず書留速達郵便により行うこと。

##### 2 送付手続は、仮停止等の決定時からおおむね3日以内の間において行うこととし、かつ、当該事案に係る本処分の意見の聴取の期日の5日前までに到着するように送付すること。この場合において、速達郵便によっても当該期日までに到達が困難であると認められる場合には、意見の聴取の準備に必要な事項を別にファクシミリ装置等を用いて通報する等所要の措置を講じること。

#### 第11 高速自動車国道における事案の仮停止等（第17条関係）

仮停止等は、停止事案の発生地を管轄する署長が行なうことを原則としているところであるが、高速道路の京都府警察管轄区域内においては、高速道路交通警察隊長が行なうことを明らかにしたものである。

したがって、この場合要領中「警察署長」とあるのを「高速道路交通警察隊長」に読み替えることとした。

#### 第12 審査請求（第18条関係）

署長が行った仮停止等に不服がある者は、公安委員会に審査請求をすることができるので、審査庁等の教示その他の事務処理にあたって誤りのないようにすること。

なお、審査庁等の教示に関する事項は、規則別記様式第19の2の仮停止処分通知書及び仮禁止処分通知書の裏面に記載しておくものとする。

運転免許の効力の仮停止等に関する事務の取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第103条の2の規定（法第107条の5第10項の規定において準用する場合を含む。）に基づいて、自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許（以下「免許」という。）の効力の仮停止及び自動車等の運転の仮禁止（以下「仮停止等」という。）が適正に行なわれるために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 仮停止事案、法第103条の2第1項の規定（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）に該当することとなった場合における当該事案をいう。
- (2) 本処分、法第103条第1項又は法第107条の5第1項若しくは第2項の規定により、免許を取消し、若しくは免許の効力を停止し、又は自動車等の運転の禁止をする処分をいう。
- (3) 被処分者、仮停止処分又は仮禁止処分を受けた者をいう。

（仮停止等の対象者）

第3条 仮停止等の対象者とは、法第103条の2第1項に規定する次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 交通事故を起して人を死亡させ、又は傷つけた場合において、法第117条（いわゆるひき

逃げ)の違反行為をした者

(2) 法第 117条の2第1項第1号(酒酔い運転)、第3号(麻薬等運転)若しくは第4号(妨害運転)、第117条の2の2第1項第1号(無免許運転)、第3号(酒気帯び運転)若しくは第7号(過労運転等)、第117条の4第1項第2号(運転者の遵守事項)又は第118条第1項第5号(無資格運転)の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた者

(3) 法第118条第1項第1号(速度超過)、法第118条第2項第1号(積載物重量制限超過)、第119条第1項第1号から第6号まで(警察官の現場指示・警察官の通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、遮断踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止、本線車道横断等禁止違反)、第15号(幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反)若しくは第20号(免許の条件違反)又は第119条第2項第1号(積載物大きさ制限超過)若しくは第2号(整備不良車両の運転禁止)の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させた者

(真相の究明)

第4条 仮停止事案の発生報告を受けた警察署長(以下「署長」という。)は、迅速かつ確実な捜査を行なつて事案の真相を明らかにしなければならない。

(即報)

第5条 署長は、当該事案について仮停止等の必要を認めるときは、すみやかに、運転免許試験課長(以下「試験課長」という。)を経て警察本部長(以下「本部長」という。)に対し、仮停止事案発生即報を行なわなければならない。

2 前項の即報は、次の各号によらなければならない。

(1) 即報は、別記様式による仮停止事案発生即報によつて行うこと。

(2) この即報は、公安委員会または本部長の判断の基礎となるものであるから、必要な内容が満され、かつ誤りのない正確なものであること。

(3) 即報後に、内容を変更する新事実が発見されたときは、すみやかに追加報告すること。

(試験課長の措置)

第6条 試験課長は、署長から仮停止事案の即報を受理したときは、その内容を検討して当該事案の仮量定を行い、意見の聴取の手続を行う事案に該当する場合には、本処分の処分権者並びに意見の聴取の期日及び場所を当該即報をした署長に対し連絡しなければならない。

(他府県公安委員会に対する連絡)

第7条 試験課長は、即報を受理した場合において、仮停止等をしようとする者の住所地が、他府県の公安委員会の管轄区域内である場合は、直ちに即報事項をその者の住所地を管轄する公安委員会に連絡し、意見の聴取の期日及び場所の決定を受け、当該即報をした署長に対し連絡しなければならない。

(仮停止事案決定上の留意事項)

第8条 署長は、仮停止事案を決定するにあつては、次の各号に留意しなければならない。

(1) 仮停止等を決定しようとするときは、即報を行なつた際、処分について試験課長の意見を求めること。

- (2) 仮停止等は、対象者が当該事項を故意または過失によつて起した事、および違反行為と交通事故との間に因果関係のあることを明確に立証することができるものについてのみ行なうこと。
- (3) 目撃者の証言がなければ違反行為の立証が難しい事案については、実況見分を入念に行なつたうえで判断すること。
- (4) 信号機または道路標識もしくは道路標示に関する違反行為による事故については、それらの設置の場所および状態ならびに設置場所の周囲の状況等について、綿密な実況見分を行なうこと。
- (5) 否認事案に対しては、自供以外の証拠の収集を図り、立証について十分な検討をすること。
- (6) 仮停止等を行なうことのできる期間が短かく、処分の実効がきわめて少ないと認められるとき、または仮停止等の期間内に本処分を行なうことができないと認められるときは、仮停止等を行なわないこと。
- (7) 事案の被害程度または過失責任が軽微で明らかに軽い本処分に相当すると認められ、かつ、仮停止等の対象者が他府県に住所地を有するものについては、仮停止等を行なわないこと。
- (8) 仮停止等の対象者が、負傷、病気または身柄の拘束等のために明らかに仮停止等の期間内において自動車等の運転をすることができないと認められる場合は、仮停止等を行なわないこと。

(仮停止等の執行)

第9条 署長は、仮停止等を執行するときは、事案に対する被処分者の申立てを聴取し、事実認定に誤りがないかを確かめ、その者が警察署等に出頭または在署している機会を利用し、仮停止処分通知書または仮禁止通知書（道路交通法施行規則別記様式第19の2に定めるものをいう。以下「仮停止通知書等」という。）を交付して行なわなければならない。

(免許証の提出等)

第10条 署長は、免許証の提出を受けたときは、当該提出者に対し、次のことを教示しておかななければならない。

- (1) 仮停止等の期間内に本処分が行なわれなかつた場合における免許証の返還場所は、被処分者の住所地を管轄する警察本部の行政処分担当課である旨
- (2) 仮停止等の期間内に公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更した場合は、当該期間内にすみやかに法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届（国際運転免許証を所持するものにあつては、仮禁止をした署長に対し住所を変更したことの通知）をすべき旨

(免許証の返還)

第11条 試験課長は、仮停止期間中に本処分が行なわれなかつたときは、次の各号によつて被処分者に免許証を返還しなければならない。

- (1) 仮停止通知書等の提示を求めて、処分期間が満了しているか、請求者が被処分者または代理人であるかを確認すること。
- (2) 免許証を返還したときは、免許証の受領証に署名等を求めること。

(意見の聴取通知書の作成及び交付)

第12条 署長は、試験課長から意見の聴取についての連絡を受けたときは、点数制度による行政

処分等の事務処理要領について（平成4. 8. 21：4京免許第408号、4京試験第214号）の例規通達（以下「行政処分例規」という。）第12の（4）に規定する意見の聴取通知書を被処分者に交付しなければならない。

2 意見の聴取通知書は、正副2通に所要事項を記載の上、正本は被処分者に交付し、副本には被処分者に署名等を求め、署長及び交付担当警察職員の印を押印しておくものとする。

3 処分権者が、他の都道府県（方面）の公安委員会又は警察本部長（以下「他府県の公安委員会等」という。）であるときも前項に準じて意見の聴取通知書を作成し、交付しなければならない。この場合において、交付する正本の裏面に別記様式第2号により他府県の公安委員会等からの依頼により通知する旨を記載するものとする。

（弁明の機会の付与）

第13条 法第103条の2第2項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の弁明の機会の付与は、被処分者に対する仮停止通知書等の交付により通知するものとする。この場合において、被処分者又はその代理人から口頭による弁明が行われたときは、行政処分例規第12の（11）に規定する弁明調書によりその内容を録取すること。

（運転車両等に対する措置）

第14条 仮停止等の対象者の運転車両等は、次の各号によつて措置しなければならない。

（1）交通事故の現場から保管場所に移動する場合における当該車両の運転は、仮停止等の対象者以外の運転資格を有する者に行なわせること。

（2）運転車両等は、引取人がくるまでの間は、適宜の場所に一時保管すること。

（本処分の上申等）

第15条 仮停止等をした署長は、次の各号の要領により必要書類を作成し、本処分の上申手続を速やかに行わなければならない。

（1）上申に必要な被疑者調書、実況見分調書、参考人調書等の関係書類は、事案発生後（ひき逃げ事案にあつては、検挙後）すみやかに作成すること。

（2）上申書類の送付に当たっては、前号の関係書類に上申書、意見の聴取通知書（副本）、提出を受けた免許証及び仮停止通知書等を添えて、意見の聴取の期日の5日前までに運転免許試験課に到達するようにすること。

（3）本処分権者が他府県の公安委員会等である場合は、関係書類に移ちよう書を添え、前号の手続に準じ、仮停止等をした署長から書留速達郵便により当該府県の行政処分担当課に直送すること。

なお、速達郵便によつてもその期日までに到達が困難と認められる場合は、意見の聴取の準備に必要な事項をファクシミリ装置等を用いて通報すること。

（4）本処分の上申書または移ちよう書は、仮停止事案発生即報をもつてこれに代えることができる。

（仮停止等の取消し）

第16条 署長は、被処分者の弁明の内容その他の事由により仮停止等を行なつたことが適当でないとき認めるときは、あらかじめ試験課長に連絡のうえその処分を取消さなければならない。この場合には、被処分者にすみやかに通知するとともに提出されている免許証を返還するために必要な措置をすみやかに行なわなければならない。

（高速自動車国道における事案の仮停止等）

第17条 高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）が捜査した仮停止事案については、隊長が本要領に基づきこれを行なうものとする。

2 前項の場合において、この要領中「警察署長」とあるのは「高速道路交通警察隊長」と読み替えるものとする。

（審査請求）

第18条 署長は、被処分者から処分について審査請求書の提出のあつた場合には、速やかに運転免許試験課に送付しなければならない。

別記様式

年 月 末日 廃棄

仮停止事案発生即報															[ 行政処分 上申書 移送書 ]				
発信年月日		年 月 日 前・後 時 分																	
発信者		発信取扱者					仮停止事案					事件番号							
受信者		受信取扱者					取扱警察署												
処 分 相 当 者	① 本 籍																		
	② 住 所																		
	③ 氏 名							④ 性 別		男・女		⑤ 生年月日			年 月 日 ( 歳)				
	⑥ 免許種別		大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け	⑧ 違反車両	
		型	型	中型	通	特	自	自	特	付	引	型	型	通	特	引	車両番号		自家用
		第一種免許					第二種免許												
⑦ 免許証		第 号												営業用					
		年 月 日					公安委員会交付												
処 分 理 由																			
⑨ 発生日時		年 月 日 前・後 時 分 ごろ																	
⑩ 場 所																			
⑪ 違反行為		違反（法第 条第 項第 号、法第 条第 項第 号）																	
⑫ 事故の形態																			
⑬ 事故原因となつた違反行為の内容及び事故の概況																			
		(目撃者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)																	

被害者	氏名				⑮ 性別	男 ・ 女			
	⑭ 生年月日	年	月	日 ( 歳)					
	⑯ 状態	<input type="checkbox"/> 歩行者 <input type="checkbox"/> 同乗者 <input type="checkbox"/> 被害車両の運転者 <input type="checkbox"/> 被害車両の同乗者 <input type="checkbox"/> その他 (   )							
⑰ 被害状況	死亡	負傷		最長加療日数	物損 (車両、家屋、その他)	⑱ 不注意の 程度	重い	軽い	
		重傷	軽傷						日
⑲ 過去3年以内の行政処分前歴	処分年月日	年		月	日	停止日数	日	短縮日数	日
		年	月	日	日	日	日	日	日
		年	月	日	日	日	日	日	日
		年	月	日	日	日	日	日	日
⑳ 身柄措置	<input type="checkbox"/> 身柄不拘束 <input type="checkbox"/> 現行犯逮捕 <input type="checkbox"/> 通常逮捕 <input type="checkbox"/> 緊急逮捕								
	逮捕日時	年	月	日	前・後	時	分	送致時における身柄措置	<input type="checkbox"/> 有
	釈放日時	年	月	日	前・後	時	分		<input type="checkbox"/> 無
㉑ 事故時免許証携帯の有無					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
㉒ 仮停止の期間					月 日から 月 日まで ( 日間)				
備考					略	N			
					図	4+			
意見の聴取通知	発信年月日	年		月	日	前・後	時	分	
	発信者	発信取扱者		受信者		受信取扱者			
	本事案の意見の聴取は下記のとおり行うことに決定したので、処分相当者に通知願いたい。								
	第            号 公安委員会・警察本部長								
	記								
	意見の聴取日時	年	月	日	前	後	時	分	
意見の聴取場所	府	市		区		警察本部			
	県	郡		町		意見の聴取会場			
処分しようとする理由	この即報記載のとおり								
教示事項	省 略 (意見の聴取通知書に記載して教示した)								